

意欲にあふれ、健康で安心して働ける環境づくり

労働基準局では、労働時間の短縮をはじめとした労働条件の確保・改善、労働者の安全と健康の確保、的確な労災補償の実施などの諸対策を進めるとともに、勤労者生活の充実のための総合的な対策を推進しています。

労働条件の確保と向上のために

労働基準局においては、労働者の生命と健康を守り、適正な労働条件の下で安心して働くことができるようにしていくことを使命とし、企業や労働者を取りまく環境に対応して、多様な働き方を実現でき、仕事と生活の調和のとれた働き方が可能となる労働環境の整備に積極的に取り組むこととしています。

そこで、まず、労働基準関係法令に規定された労働条件の明示、労働時間の管理等の法定労働条件の確保を図るため、監督指導を行っています。

労働基準行政の関係法律としては、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、家内労働法、賃金の支払いの確保に関する法律、労働者災害補償保険法、労働契約法などがあります。

労働基準行政の機関

国の一元的な機関として、都道府県労働局（47局）や労働基準監督署（321署及び4支署）が設置されています。労働基準監督署は、労働者や事業場の直接の窓口となる第一線の機関であり、労働基準行政の法令に関する相談をはじめ、主に次のような仕事を行っています。

- 1 事業場に対する監督指導
- 2 重大・悪質な法違反事案等についての司法処分
- 3 事業主等から提出される許認可申請、届出等の処理
- 4 申告・相談等に対する対応
- 5 生産設備の安全性の検査
- 6 労働災害の調査とその再発防止指導
- 7 労災保険の給付

労働基準監督署における相談対応▶



労働基準監督制度

労働基準監督制度は、行政機関による監督等を通じ、法定労働条件の履行確保を図ることを目的に1800年代にイギリスで発足したもので、その後、ILO条約等（工業及び商業における労働監督に関する条約第81号等）に基づき広く世界各国において設けられているものです。

我が国においても、全国各地の労働基準監督署の労働基準監督官が、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の法律に基づき、労働条件確保・改善のため定期的に、あるいは労働者からの賃金不払等の相談を契機として、工場や事業場等に臨検監督を実施し、関係者を尋問したり、各種帳簿、機械・設備等を検査し、法律違反があった場合には、事業主等に対しその是正を求めたり、行政処分として機械・設備等の使用を禁止する等の職務を行っ

ています。また、事業主等が重大・悪質な法律違反を犯した場合には、刑事訴訟法に基づき特別司法警察職員として犯罪捜査を行い、検察庁に送検しています。

未 払賃金の立替払事業

賃金の支払の確保等に関する法律に基づいて、企業倒産等により賃金の支払を受けられないまま退職した労働者に対し、国が事業主に代わって未払賃金のうち一定額を労働者に立替払する未払賃金の立替事業を行っています。

労 働契約についての基本的なルールの明確化

就業形態が多様化し、労働者の労働条件が個別に決定・変更されるようになり、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働関係紛争」といいます。）が増加しています。紛争の最終的解決手段としては裁判制度、またその他の解決手段として労働審判制度がありますが、それには多くの時間と費用がかかってしまいます。

そこで、個別労働紛争を未然に防止するために、労働契約についての民事的なルールを明らかにした労働契約法が平成 20 年 3 月から施行されています。労働契約法は、労働契約に関する民法の特別法と位置づけられるという点に大きな特徴があります。

個 別労働紛争の解決の促進のために

紛争当事者による自主的な紛争解決を促進するため、都道府県労働局において、無料で個別紛争の解決援助サービスを提供し、個別労働紛争の未然防止、迅速な解決を促進することを目的として「個別労働紛争の解決の促進に関する法律」が施行されており、この法律に基づいて、次の制度が用意されています。

- 1 総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談
- 2 都道府県労働局長による助言・指導
- 3 紛争調整委員会によるあっせん

労 働保険の適用促進及び保険料の適正徴収

労災保険、失業保険の給付、各種の社会復帰促進等事業、雇用安定事業、能力開発事業等の財源となる労働保険の保険料を公正かつ適正に徴収するため、労働保険の年度更新時や毎年 11 月の「労働保険適用促進月間」（※平成 21 年度より実施月間変更）における労働保険制度の周知徹底、労働保険未手続事業の解消等を推進しています。

あなたの情熱を、正義を、力に。
労働基準監督官採用試験

厚生労働省
労働基準監督官採用試験